

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年5月24日（月曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時42分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第2回定例会提出予定案件)

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| ①市道路線の認定及び廃止に関することについて | (建設計画課) |
| ②都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事について | (道路建設課) |
| ③水戸市児童遊園に関することについて | (公園緑地課) |
| ④指定管理者の指定に関することについて | (公園緑地課) |

(2) その他

2 出席委員（6名）

| | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 飯田正美君 | 副委員長 | 萩谷慎一君 |
| 委員 | 中庭次男君 | 委員 | 内藤丈男君 |
| 委員 | 五十嵐博君 | 委員 | 松本勝久君 |

3 欠席委員（1名）

委員 小川勝夫君

4 委員外議員出席者（1名）

議員 渡辺政明君

5 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|------------------------|-------|------------------------|-------|
| 副市長 | 秋葉宗志君 | | |
| 建設部長 | 渡邊雅之君 | 建設部技監兼 建設計画課長 | 大森幹司君 |
| 建設部技監兼 道路建設課長 | 松葉光隆君 | 建設部技監兼 生活道路整備 課長 | 有金正義君 |
| 建設部技監兼 内原建設事務 所長 | 谷萩幸治君 | 道路管理課長 | 丹治雅人君 |
| 河川都市排水 課長 | 大山裕己君 | 建築課長 | 大和田聡君 |

| | | | |
|---------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| 土木補修事務所 所長 | 川 又 弘 一 君 | | |
| 都市計画部長 | 加 藤 久 人 君 | 都市計画部技監兼 公園緑地課長 | 上 田 航 君 |
| 都市計画部技監兼 市街地整備課長 | 木 村 勤 君 | 都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長 | 大 和 直 文 君 |
| 都市計画課長 | 平 澤 俊 之 君 | 建築指導課長 | 井 原 孝 志 君 |
| 住宅政策課長 | 砂 川 和 敏 君 | | |
| 上下水道事業 管 理 者 | 荒 井 幸 君 | | |
| 水 道 部 長 | 伊 藤 俊 夫 君 | 水道部参事兼 水道総務課長 | 関 谷 勇 君 |
| 水道部参事兼 経 理 課 長 | 梶 山 哲 君 | 水道部技監兼 給 水 課 長 | 梶 山 学 君 |
| 水道整備課長 | 杉 山 健 一 君 | 浄水管理事務所 所 長 | 島 孝 夫 君 |
| 下 水 道 部 長 | 坪 貴 之 君 | 下水道管理課長 | 鬼 澤 英 一 君 |
| 下水道整備課長 | 小 田 博 之 君 | 集落排水課長 | 久 木 崎 隆 君 |
| 下 水 道 施 設 管理事務所長 | 渡 邊 基 弘 君 | | |

6 事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-----------|-----|---------|
| 議事課長補佐 | 綱 島 卓 也 君 | 書 記 | 昆 節 夫 君 |
|--------|-----------|-----|---------|

午前10時 1分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

議事に先立ちまして、小川委員が検査のため欠席との連絡がありましたので、御報告します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日は、報告事項(1)から(4)のとおり、第2回定例会に提出を予定されております案件について説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関することについて、執行部から説明を願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 おはようございます。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関することにつきまして御説明申し上げます。

建設部建設計画課提出の資料を御参照願います。

今回は認定が14件、廃止が1件の計15件になってございます。

ページを返していただきまして、1ページをお開き願います。

市道の路線数及び延長の内訳でございますが、令和3年4月1日現在の路線数は7,681本、総延長で228万2,464.42メートルとなっております。今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が13本の増、延長で1,260.12メートルの増となりますので、路線の総数が7,694本、総延長で228万3,724.54メートルとなります。

続きまして、2ページを御覧ください。

市道認定路線等の内訳でございます。認定となる路線としては、開発行為による帰属の道路が13本で延長1,291.41メートル、寄附による市道路線の認定が1本で延長45.31メートル。続きまして、廃止でございますが、1本で延長76.60メートルとなっており、認定する路線の合計は13本で1,260.12メートルとなっております。

続きまして、3ページをお開き願います。

3ページから4ページにつきましては、認定となる路線の、それからページをめくっていただき5ページにつきましては、廃止の路線につきまして、路線名、起点、終点、延長、幅員、道路の種別などをお示ししてございます。

7ページ以降、22ページまでにつきましては、対象路線の位置図となっております。位置図につきましては、見開きで左側の奇数のページに道路認定路線図、右側の偶数ページに詳細図をお示ししてございます。認定となる路線につきましては、7ページから20ページにかけて、それから廃止となる路線につきましては、21、22ページにかけてお示ししてございますほか、別添の参考資料といたしまして、道路実測図の資料を提出させていただいておりますので、後ほど御参照のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和3年第2回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事について、執行部から説明をお願いします。

松葉技監兼道路建設課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 おはようございます。

続きまして、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事につきまして、お手元に配付してございます建設部道路建設課提出の資料により説明いたします。

都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事につきましては、令和元年9月24日に議決をいただきました市議会議案第73号で工事請負契約を締結いたしました工事でございます。

今回は工事請負契約の金額の変更についてお諮りするものでございます。

資料1ページを御覧願います。

資料1ページのうち、1の工事名、2の施工場所、5の契約の相手方までは、今までの契約概要を記載しており変更はございません。

次に、3の工事概要のうち、(4)の静的岩盤破碎49立米を追加しております。

6の変更理由でございますが、掘削地盤中に硬質な岩盤が出現し、現地状況を考慮した結果、静的岩盤破碎の工法と処分を追加したため、契約金額を増額変更するものでございます。

4の当初契約金額3億1,900万円を2,414万5,000円増額し、7の変更契約金額3億4,314万5,000円に変更するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

工事の施工位置ですが、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線のうち、赤色で表示しておりますJR常磐線南側の箇所でございます。また、黒斜線及び黒で表示しております区間につきましては、別途施工中・施工済み区間となっております。

次に、3ページをお開き願います。

今回施工区間としまして、平面図の赤斜線及び赤の太い線で表示している箇所となります。

次に、4ページをお開き願います。

工事の概要につきましては、仮設工として土留め、仮締切りとあわせて掘削の施工を行い、中段左側の断面図に表示してございます現場打ちボックスカルバートを延長10.9メートル施工する工事でございます。

次に、5ページをお開きください。土工平面図を御覧願います。

工事の主な変更といたしまして、当初仮締切り内の掘削を行っていましたが、深さ6メートルを越える辺りから岩盤が出現し、最終的に赤斜線で示す部分に硬質な岩盤が分布しておりました。

次に、6ページをお開き願います。

6ページには、断面図に赤斜線で岩盤の厚さを示しております。最大約1.5メートルの岩盤を撤去する必要がありました。その岩盤の撤去が必要ですが、周辺には鉄道と住宅地が隣接しているため、破碎による

振動や騒音を抑える必要があるため、岩盤に薬剤を注入し、その薬剤の膨張により岩盤に亀裂を発生させ、破砕時への周辺の影響を少なくする静的岩盤破砕工法を採用し、実施したものでございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和3年第2回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、水戸市児童遊園に関することについて、執行部から説明を願います。

上田技監兼公園緑地課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 おはようございます。

それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、水戸市児童遊園に関することについて御説明をいたします。

1、改正理由につきましては、開発行為による帰属に伴い、児童遊園3か所を新たに条例に追加するため、別表の改正を行うものでございます。

次に、2、改正内容につきましては、お手数ですが、2ページをお開き願います。

新旧対照表により御説明をいたします。表の左側が現行、右側が改正（案）となっております。

右側の改正（案）の表中、名称の欄3段目になりますが、網かけ部に水戸市住吉町第5児童遊園、同様に位置の欄に水戸市住吉町24番22と追加するものでございます。他の2か所の児童遊園についても、同様に名称及び位置を追加するものでございます。施設の概要としまして3ページから8ページに位置図、平面図がございますので、お目通しをいただきますようお願いいたします。

ページを1ページにお戻し願います。

3、施行期日につきましては、令和3年7月1日からといたします。

なお、参考としまして現在の児童遊園数につきましては、288か所ございまして、今回の3か所をあわせると、291か所となる見込みでございます。

また、総面積につきましては、現在の9万8,013.17平米に対しまして、今回追加する971.01平米をあわせまして、合計9万8,984.18平米となる見込みでございます。

最後になりますが、本件の水戸市児童遊園に関することにつきましては、6月の第2回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、指定管理者の指定に関することについて、執行部から説明を願います。

上田技監兼公園緑地課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関することについて御説明いたします。

1、理由につきましては、新たに3か所の児童遊園を指定追加するためでございます。

2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市住吉町第5児童遊園から(3)水戸市見川3丁目第1児童遊園までの3か所でございます。

3, 指定管理者となる団体の名称につきましては, 一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4, 指定の期間につきましては, 令和3年7月1日から令和8年3月31日まででございます。

なお, 本件の指定管理者の指定に関することにつきましては, 6月の第2回定例会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○飯田委員長 以上で, 第2回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

次に, その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 私は, 県民文化センターの脇にある団地造成について質問したいと思います。

この地域は10年前に宅地造成が行われました。その結果, 周辺の住民の家が傾くとか, 市道に亀裂が入るとか, 下水道のマンホールが浮き上がるという大変な被害が発生いたしました。そして, この問題について, 当時の都市建設委員会にも陳情が出されて, 全会一致で採択されました。

まず, そういう中で一つ, 今年の5月10日に市長に対して, この周辺の新たな団地造成については, また再びこのような被害が起こるといことなのでやめてほしいという嘆願が出されましたけれども, これについては, これまでどういう経過があったのかを教えてくださいたいと思います。これは県民文化センターの脇のところですので, ぜひ経過をお話ししていただきたいと思います。

○飯田委員長 平澤都市計画課長。

○平澤都市計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

当該地につきましては, 千波風致地区に含まれるということで, 本年4月に風致地区の許可申請のほう提出されております。その内容につきまして, 風致の観点から審査をしたところでございます。その結果, 書類等に不備や修正点を求めるところがあったので, 申請者のほうにお返しをして, 現在その修正版を待っているというところでございます。

○飯田委員長 中庭委員, この件について, 議長のほうに陳情が出ているそうなんです。あまり事前審査にならないように発言のほうをお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 私が質問したいのは, 嘆願が出されて, 議会にも今後陳情が出されるということなんですけれども, これが団地造成を行う場所なんです。そしてここにまた盛土をして, かなり造成を行うということなんですけれども, 地域の住民は, これによって被害がまた出してしまうということなんです。前回陳情が出されて, この脇に造成がされましたよね。その解決の結果はどうなったのか。要するに前回出された陳情によって市道だとか, あるいはYさんの家だとか, いろんな家が傾いてしまったということについて, どのような結果になったのか, お答えいただきたい。

〔「陳情, まだ審査してないよ」, 「前回の分ですから」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 陳情のほうは, 事前審査に近くなっちゃいますので, 前回の部分の結果を, 平澤都市計画課長。

○平澤都市計画課長 前回の陳情の当時の結果でございますが、開発事業者のほうがその道路の補修などを行い、現在は直っているというふうに伺っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ですからね、業者の方も認めて結局その市道の修繕が行われるということがあったわけですよ。今回も同じ不動産の業者の方が、この脇にまた造成するというので、皆さんは非常に心配していて、そして今回も住民の皆さん全員の一致で、5月10日に嘆願書が出されました。私もその嘆願書を見ましたけれども、この嘆願書の中では、まず風致地区になぜ盛土をするのかと、これは問題じゃないかと。要するに千波風致地区の一部となっているところに、なぜまた再度盛土をして造成するのかということで、そうなればまた同じように欠陥が出てしまうと。また地盤沈下が起きてしまうということで、私も昨日見に行ったんですけれどもね。

千波町の東久保の低地部なんです。ここに団地造成をするということによって、地域の住民は大変な被害が出るということで、実はこの風致地区に許可しないように——今年の4月、この問題について申請が出されましたよね、さっきも課長が言うように。その課長の話では、いろんな書類の不備があるので、修正を求めているんだということですが、地域住民の皆さんは、あくまでもこれは地域にまた被害を出させるということで、問題だということを出ています。それと、あとはこの地域で、水害問題が発生してしまうんじゃないかと。この地域は団地造成によって自然浸透区域が半減してしまう。そして、敷地内への雨水流入等の水害問題が再現する可能性がある。そして同時に、この北側近隣住民の日照が阻害されてしまい我慢の限界を超えるということで、ここは何としても認められないということなんですけれども、これについてはどう考えるのかお答えいただきたい。

〔「みんなにはこの書類が渡っているわけじゃないでしょう。中庭さんは分かっているんでしょうけれども」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 分かっているんですけども、だってもう5月10日に市のほうには嘆願書が出されているんですよ。嘆願書が出されてこの団地造成は……

〔「6月の議会で陳情審査しますから」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、今度の市議会では陳情を審議されますけれども、しかし、住民の皆さんは市長に嘆願しているわけだから、それについてどう考えるのかというふうに聞くのは当たり前じゃないですか、これは。だって、既にもう……

〔発言する者あり〕

○中庭委員 いや、だからさ、住民の皆さんが私のところに来て……

〔発言する者あり〕

○中庭委員 いや、だって市長にはもう出されているわけだから。市長としてどう考えるのかと聞くのは当たり前じゃないの、これは。

〔発言する者あり〕

○飯田委員長 問題提起だけしてください。

○中庭委員 じゃ、問題提起だけしておきます。

これがその場所なんですけれども、私のほうで話しますので聞いておいてください。それで、ここY邸とありますよね、Y邸のところの団地造成で、前の陳情では大変な被害が出ている。そして家が傾いてしまった。それからブロック塀が20センチメートルか30センチメートルも沈下してしまったということで、大変な被害が出ました。

そのすぐ脇にまた同じような団地造成が行われるということで、地域の住民の皆さんはさっきも話したように、また地盤沈下が起きてしまうんじゃないかと。そして同時にここは風致地区なのにまた造成が行われるのは問題だと。そして同時に3メートルも4メートルも大きな擁壁ができて、地域の住民は大変な被害が出てしまうということなので、ぜひ私はこの趣旨を酌み取って、きちんとやっぱり庁内で議論をして、既に4月2日にさっきも課長が言ったように、団地造成のための盛土の申請が出されているわけですよ。だから、これを安易に許可を出してしまうということになると、どんどん進んでしまうということなので、この盛土は認めないようにしていただきたいということです。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 泉町1丁目の優良建築物等整備事業について質問したいと思います。

これは3月議会でも田中議員が取り上げました。京成百貨店の脇のところ穴吹工務店などが中心になるマンション建設が行われるんですけれども、ここに3年間で2億3,000万円の補助が行われるということなので、そのことについてお尋ねしたいと思います。この事業主体はどこなのかお答えいただきたいと思っています。

○飯田委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

こちらの事業の事業主体につきましては、名称としまして、泉町1丁目広小路地区の防災まちづくり共同事業体というところであります。構成につきましては、株式会社穴吹工務店、そのほか地権者の方2名の構成となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 地権者は何人いたんですか。そのうち穴吹工務店が主体になって地権者が2人いるということなんですけれども、何軒の地権者がいたんですか。

○飯田委員長 大和技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えします。

こちらの地権者につきましては、12名の方となります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、12名のうち、先ほどの答弁では穴吹工務店と地権者2人ということでありました。補助額は3年間で2億3,000万円ということなんですけれども、年度ごとの内訳はどうなっているのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

3か年実施計画におきましては、今年の令和3年度の3,000万円が基本設計と、4年度は5,000万円、これは実施設計ですね。5年度につきましては解体工事の事業となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 補助額が令和3年度は3,000万円、4年度は5,000万円、5年度が1億5,000万円という答弁がありました。この補助は、補助対象に対してどのぐらいの率で出ているのか。その補助対象額、それから、そのうち市からどのぐらい出るのか。お答えいただきたい。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

補助対象の率なんですが、こちらは国が3分の1、市が3分の1で、補助対象事業に対して3分の2の補助となっております。令和3年度の補助対象事業費としましては4,500万円、4年度としまして7,500万円、5年度としては2億2,500万円が補助対象事業費となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この補助対象によって、1年目が3,000万円ですか。2年目が5,000万円と出ていますけれども、これはどのようなものに対する補助なんですか。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど金額の中でお答えしましたものと同じになるんですが、基本設計や実施設計等となっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この基本設計が既に補助対象になっているんですけども、この基本設計によって造られる建物というのはどのような建物なのか。例えば規模ですね、高さ、それから戸数はどのぐらいなのか、お答えいただきたい。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えします。

今出ています建物の概要としましては、店舗等と共同住宅の整備になっておりまして、住宅に関しましては、19階建てで戸数としては約70戸ということになっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、19階建てで70戸のマンションを建てるということで、そういう点ではかなり大規模なマンション建設が行われるということなんですけれども、今まで優良建築物の補助対象になったのは2か所しかないとは聞いていますけれども、泉町のマンションとそれから京成パーキング、この2か所なんですけれども、これ以外にあったんですか。それともこの2か所だけなんですか。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えします。

過去における優建事業の水戸市の実績としましては、五軒町2丁目の京成パーキングと泉町3丁目のマンション建設、この2つになっております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この2つしかないのに3か所目がここになった理由というのは何ですか。要するにマンションは市内に結構いっぱいありますよね。例えばダイエー跡地など、いろいろなところに建設がありますけれども、なぜここにこのような補助が行われるのか。その根拠は何ですかね。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ここの地区に関しましては、泉町1丁目の京成百貨店の東側のエリアになります。ここの地区では、国道50号に面して空き店舗が目立ち、また一部では空き家として長年放置されて老朽化が厳しい建物があって、まちの活性化はもとより防災の観点からも市街地環境の改善が必要な地区であるということは認識しておりました。この中で3月議会のときにもちょっとお答えしたんですが、地元の方が前からまちづくりに関して勉強してまして、昨年6月に地元の方全員、地権者の方全員からこの地区の整備に関する要望書が提出されたため、水戸市のほうでも支援するという事になったものでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 この場所に対して、最終的にどのぐらいの補助が出るんですか。現在では2億3,000万円だけでも、さらに建物ができれば、今度はそこに対する補助というのがあるわけですよね。この補助はどのぐらい出る予定なんですか、出す予定なんですか。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えします。

今後この事業が進みまして、設計等の進捗により事業計画の精査をしていく中で、優良建築物整備事業の制度にのっとりまして、適正に補助金を算出してまいりたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 概算で大体どのぐらいを見込んでいますか。要するに19階建て70戸のマンションができた場合にどのぐらいの補助が行われるのか。概算でいいですから。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

概算に関しましても、今後設計が進み事業計画を精査していく中で、そちらの算出をしてまいります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、現在ではまだ見通しがつかないというんですけれども、いずれにしても、既に基本設計、実施設計、それから建物の状況だけでも2億3,000万円の補助が出されるわけですから。さらに、多額のお金が出されるということは、私は明らかだと思うんです。私どものところにも、一部のマンション業者、特に大手のマンション業者穴吹工務店に対して、このような莫大な補助が行われるのはおかしいのではないかという意見が出ております。

したがって、水戸市は市民会館の建設でも353億円のお金を出しているという状況でありますので、そういう点から見ても、さらにまた大手の業者が有利になるような、このような補助を中止すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○飯田委員長 大和泉町周辺地区開発事務所長。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの事業に関しましては、優良建築物等整備事業の制度にのっとりまして事業を進めていきたいと考えております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 この話は私もちらっと聞いている範囲内で、新市民会館と京成百貨店との上空通路——ただ人が歩くだけじゃなくて、要するにそういうマンションができることによって京成百貨店のほうも潤いがあるような、何かそういう要望が京成側から出ているというようなお話は聞いています。それはこれから協議になるんだろうと思うんですけども、要するに地元から要望が上がってそういう話が進んできたということでもありますから。

そうすると、建物ができることによって、人がそれだけ集まる。今、水戸市は旧市内に人を集める策を立てていますね。いつかも市営砂久保住宅のほうでお話し申し上げましたように、子育てまちなか住宅取得補助金は50万円が限度で、このマンションを買って入る人に対しても該当はするのかなど。それと、その建物が建った場合に、今度は水戸市に入る税収というのが概算でどのぐらい入るのかというのが私も知りたいところです。

だから、一時補助を出しても、マンションですから、10年、20年で壊れるはずないんだから、何十年もの固定資産税が入ってくると。そういうものから考えると、やむを得ないんじゃないのかなと私は思っています。ですから、京成側のほうも了解を大体取りつけているのか、そういうことをかみ合わせて、上空通路をやってくれというようなことで大体合意ができたとかいうようなお話は聞いているんですけども、これは特別委員会のほうでの話になるんだろうと思うんですけども。ですから、マンションができることによって、京成にお客さんが入ると。ですから、京成側のほうも了解をしているというお話は聞いたんですけども、課題はいろいろあると思うんです。

これからのそういう税収の見返り、それは何年ぐらいでどのぐらい入るのかというのは、これは私は想像つきません。秋葉副市長さんあたりはそっちのほう得意だろうとは思いますが、だから、それだけのものが建てば、おおむねそれで、それだけの70所帯に人が集まれば、どのぐらいの住民税とかいろいろ入るんでしょう。

そういうこともよく検討しておいて、特別委員会なり何なりに答えられるような策を、方法を整理しておいて、だから、まだ国のほうの決定というのは上がっていないんでしょう。だからその設計によってということで、はっきりとしたまだそのおおむねの数字が具体的に大和所長も言えないんじゃないのかなと今聞いていて思うんですけども、ですから、これはそういうことで、後ほど、ある程度はっきりしていったらば、はっきりと特別委員会なり当委員会のほうにも報告をしていただきたいというふうに私は思っています。

○飯田委員長 答弁はいいですか。要望。

○松本委員 要望でいいです。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、この件については終わります。

それでは、特に緊急の案件がない限り、今回が任期中最後の委員会になろうかと思いますので、この際、委員会を代表しまして、私から一言御挨拶を申し上げます。

令和元年6月に委員の皆様の御支援によりまして、委員長、副委員長に選任をいただきまして以来、その職責を全うすることができましたのも、委員並びに執行部の皆様の御支援、御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

この2年間、各委員におかれましては、常に熱心に真摯な御審議を賜り、また執行部におかれましては、懇切丁寧な説明、御答弁をいただきまして、円滑な委員会運営を図ることができたものと思っております。

ここに改めて感謝を申し上げますとともに、委員並びに執行部の皆様のますますの御隆盛を祈念し、本市の発展と市民福祉の向上に、さらなる御尽力を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

大変ありがとうございました。（拍手）

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時42分 散会